

認定訓練助成事業費補助金の改正(東日本大震災関連)

【制度の概要】

1 認定職業訓練

事業主等の行う職業訓練のうち一定水準を満たしたものを都道府県知事が認定。

(平成22年度実績：施設数…1,174施設、訓練生数…約25万2千人)

2 認定職業訓練への補助

認定職業訓練を行う職業訓練法人等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1／2(補助対象経費の1／3が上限)を補助(運営費、施設費、設備費の3種類)。(雇用保険法施行規則第123条)

【改正内容】※東日本大震災に伴う施設・設備復旧特例措置の延長(平成24年度末まで)

東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費及び設備費の国庫負担率を引き上げる特例措置について、施設復旧工事が平成24年度となる施設があるため、引き続き実施する。

特例の対象

東日本大震災に係る災害救助法の適用地域※に所在する認定訓練助成事業費補助金の対象となる職業訓練法人等が設置する認定訓練施設・設備の災害復旧に要する経費。

※青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県

対象：4県11施設(うち2県2施設について平成24年度措置予定)

国から県への補助の特例

	国から県への補助率	負担割合の上限※
通常	1／2	1／3
特例	2／3 (23年度は3／4)	1／2

※補助対象経費に占める国の負担割合の上限

【施行日】 公布日